

改正

平成22年9月15日告示第226号

平成25年3月27日告示第55号

深谷市自治会掲示板設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、自治会活動の振興とコミュニティの高揚を図るため、深谷市自治会連合会を構成している自治会（以下「自治会」という。）が行う掲示板設置事業に対して補助金を交付することに関し、深谷市補助金等の交付に関する規則（平成18年深谷市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施主体)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の実施主体は、次に掲げる条件を満たす自治会とする。

- (1) 掲示板の設置用地が確保されていること。
- (2) 設置する掲示板の維持管理についてすべて自治会でできること。
- (3) 掲示板の十分な活用が図れること。

(補助事業)

第3条 補助事業は、次の各号に掲げる各自治会を構成する加入世帯数の区分に応じ、当該各号に定める掲示板の設置数の範囲内で行うものとする。

- (1) 200世帯未満 1基
- (2) 200世帯以上400世帯未満 2基
- (3) 400世帯以上 3基

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、同項各号に定める掲示板の設置数を超えて行うものについても補助事業とすることができる。

(補助額)

第4条 前条第1項又は第2項の補助事業に係る補助額は、掲示板1基ごとにその設置に要する額に2分の1を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、同条第1項の補助事業にあつては10万円を、同条第2項の補助事業にあつては5万円を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会（以下「補助事業自治会」という。）は、自治会掲示板設置事業補助金交付申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件等)

第6条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業自治会は、補助金を補助の目的に反して使用してはならないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(補助金の交付決定通知)

第7条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、当該申請自治会に対し、自治会掲示板設置事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第8条 補助事業自治会は、補助事業の計画を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、自治会掲示板設置事業計画変更等申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付の変更等の承認をした場合は、自治会掲示板設置事業計画変更等承認通知書（様式第4号）により補助事業自治会に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業自治会は、事業完了後速やかに自治会掲示板設置事業補助金実績報告書（様式第5号）により、市長に報告するものとする。

(補助金の交付時期等)

第10条 補助金は、補助事業が完了した後において交付するものとする。

2 補助事業自治会は、前項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、自治会掲示板設置事業補助金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第11条 補助事業自治会は、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿及び当該収入、支出等についての証拠書類を整備し、これを当該事業後、事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の深谷市自治会掲示板設置事業補助金交付要綱（平成13年深谷市告示第34号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年9月15日告示第226号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年3月27日告示第55号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月4日告示第137号）

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第9条関係）

様式第6号（第10条関係）